

休業・短縮営業やその他新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取り組みを支援するため、「市川市事業者緊急支援事業臨時給付金(以下「給付金」という。)」を交付します。

給付金
上限20万円

対象となる事業者

中小企業者

令和2年4月1日時点において市内に主たる事務所又は事業所を有している中小企業者

- ・直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)の「所在地」が市川市であること。

個人事業主

令和2年4月1日時点において市内で事業を営む個人事業主

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・令和元年分所得税青色申告決算書(一般用)の「住所」又は「事業所所在地」が市川市であること。
- ・令和元年分収支内訳書(一般用)の「住所」又は「事業所所在地」が市川市であり、かつ令和2年4月1日までに開業届が受理されていること。

給付の対象

事業者が令和2年4月1日(水)から令和2年8月31日(月)の間で実施、又は実施予定の感染症拡大防止のための取り組み

提出方法及び提出先

提出方法	提出先
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で提出してください。 ※ オンライン申請については、現在準備中です。 ※ 原則、窓口での受付は行いません。	〒272-8501 千葉県市川市南八幡2-20-2 市川市仮本庁舎 事業者緊急支援事業臨時給付金担当宛て

受付期間

令和2年4月22日(水)から令和2年8月31日(月)まで(当日消印有効)

※ 給付金総額が予算額に達した時点で、一旦受付を終了させていただきます。

問い合わせ

【新型コロナウイルスに関するコールセンター】
電話番号:047-712-8661
開設時間:午前10時~午後8時
(土曜日、日曜日、祝日を含む全日)

令和2年4月22日(水)から

【給付金担当】
電話番号:047-370-3604、047-370-3605、
047-370-3606
開設時間:午前10時~午後4時
(土曜日、日曜日、祝日を除く全日)



提出書類

中小企業者に要する書類 (コピー可)		共通書類とともに、次の書類を提出してください。 ○ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※3か月以内のもの ○ 直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)(控用)
個人事業主に 要する書類 (コピー可)	青色申告を した場合	共通書類とともに、次の書類を提出してください。 ○ 令和元年分所得税青色申告決算書(一般用)(控用) ※1ページ目のみ ○ 市内で事業を営んでいることが分かるもの(店舗の賃貸借契約書の 写し等)
	白色申告を した場合	共通書類とともに、次の書類を提出してください。 ○ 令和元年分収支内訳書(一般用)(控用) ※1ページ目のみ ○ 開業届(控え) ※令和2年4月1日までに受理されたもの ○ 市内で事業を営んでいることが分かるもの(店舗の賃貸借契約書の 写し等)
両者に要する書類 (共通書類)		○ 市川市事業者緊急支援事業臨時給付金交付申請書兼実績報告書兼 請求書(様式第1号) ○ 市川市給付対象事業額必要経費等計算書 ○ 振込先口座情報が分かるもの(通帳等の写し)

交付条件

- 給付金は、事業者が営む事業において感染症拡大防止の取り組みのために使用すること。
- 給付金の使途等に関する調査に協力すること。
- 給付金の交付要件を満たしていないことが調査等によって判明したときは、給付金の全部又は一部を取り消すことがあること。

よくあるお問い合わせ

質問 1 給付の対象となる取り組みとは何ですか？

回答 1 (1) 休業・短縮営業の実施
(2) その他感染症拡大防止に対する取り組み
・店舗の消毒、マスクや消毒液の購入
・テレワークの実施
・イベントやセミナーの中止など

※上記の給付の対象となる取り組みに要する経費と同額の給付金を、20万円を上限として交付します。

質問 2 プリンターがなく郵送することができないので、どのようにすればよろしいでしょうか？

回答 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いしております。
プリンターをお持ちでない場合は、お近くのコンビニ等にて印刷した上でご提出ください。